

## 国税庁における調査・徴収に係る取組状況（調査事例等）

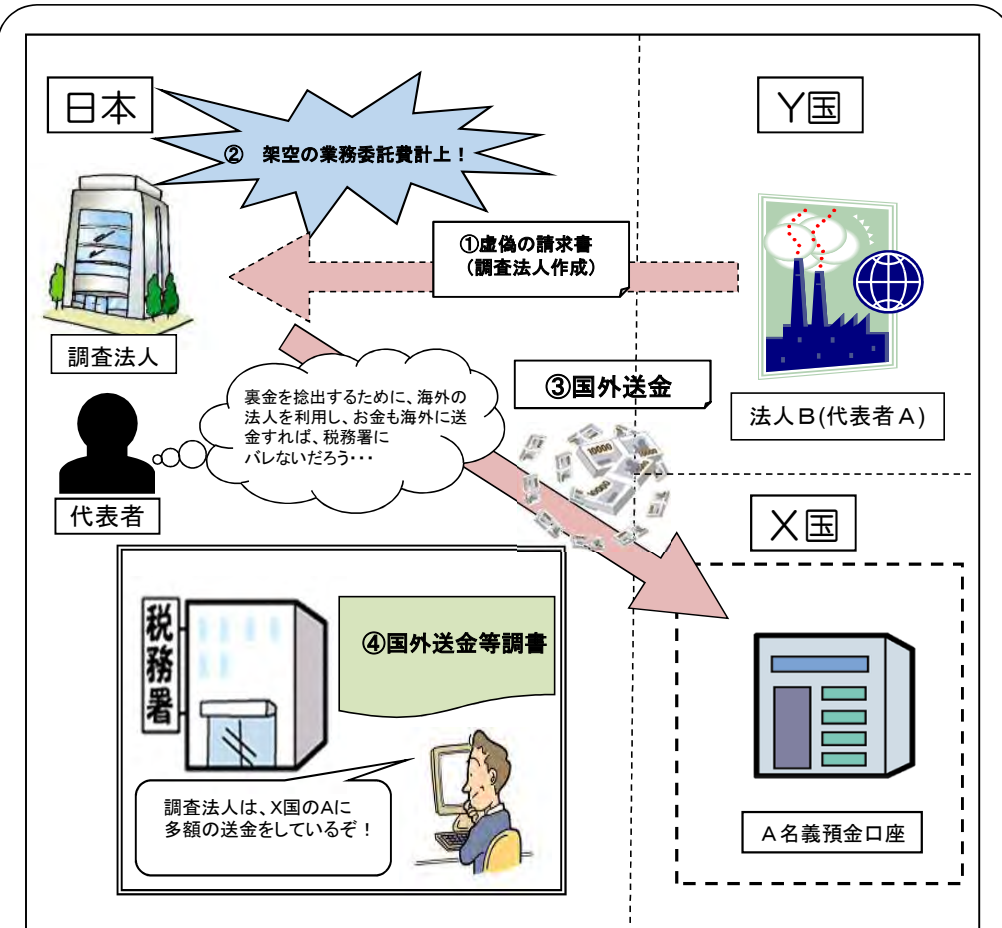
調査事例等については、「『国際戦略トータルプラン』に基づく具体的な取組状況（平成29年12月版）」から変更はありません。

- 近年、個人投資家からの海外投資や企業における海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化している。
- このような経済社会の変化等に応じ、国際課税への取組は重要な課題であると位置付け、富裕層や海外取引のある企業による、
  - ・ 海外への資産隠し
  - ・ 国外で設立した法人を利用した国際的租税回避
  - ・ 各国の税制・租税条約の違いを利用した国際的租税回避
 等に対し、積極的に調査等を実施している。
- これらの調査等に際しては、課税上の問題点を的確に把握するため、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書のほか、租税条約等に基づく情報交換要請を積極的に活用している（事例1～事例7）。
- また、海外取引に係る申告所得税・法人税のみならず、相続税・贈与税・源泉所得税・消費税などの幅広い税目や、外国子会社合算税制の適用などの国際課税上の問題点の解明について努めるとともに（事例8～事例13）、徴収面においても、徴収共助制度を活用し、我が国の税收の確保に努めている（事例14）。



事例	項目	概要	税目
事例1	国外送金等調書(送金)の活用事例	外国の知人と通謀して架空経費の計上により資金を国外に留保していた事例	法人税
事例2	国外送金等調書(受金)の活用事例	国外における簿外取引により資金を国外に留保していた事例	申告所得税
事例3	国外財産調書・財産債務調書の活用事例	国外財産調書記載の財産から生じる所得が申告漏れとなっていた事例	申告所得税
事例4	租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例①	外国のツアー添乗員への業務委託費を架空・水増し計上していた事例	申告所得税
事例5	租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例②	取引先との関係を考慮して取引先の従業員に支払った謝礼を販売手数料に仮装していた事例	法人税
事例6	外国当局からの自動的情報交換資料の活用事例	国外預金の利子及び国外不動産の譲渡益が申告漏れとなっていた事例	申告所得税
事例7	外国当局からの自発的情報交換資料の活用事例	国外における簿外取引により資金を国外に留保していた事例	法人税
事例8	外国子会社合算税制を適用した事例	国外への関連法人への出資状況等から外国子会社合算税制を適用した事例	法人税
事例9	相続税の申告から国外財産を除外していた事例	国外に所在する相続財産の存在を知らず申告していなかった事例	相続税
事例10	国外財産について贈与税の申告がなかった事例	国外不動産の贈与を受けていたが贈与税の申告をしていなかった事例	贈与税
事例11	国外財産が相続税申告漏れ・相続した国外株式に係る配当所得等が申告漏れとなっていた事例	相続した国外財産につき相続税の申告漏れとなっており、相続した国外株式から生じる配当所得等が申告漏れとなっていた事例	相続税 申告所得税
事例12	海外取引先への支払について源泉徴収していなかった事例	海外取引先への役務提供対価の支払について源泉徴収していなかった事例	源泉所得税
事例13	消費税の不正還付を未然に防止した事例	国内取引を輸出取引に仮装して不正に消費税の還付を得ようとしていた事例	消費税
事例14	徴収共助事例	母国へ帰国した滞納者の財産を徴収共助により徴収した事例	徴収
参考	日本から外国当局へ自発的情報交換を行った事例	外国当局に情報提供をし、外国当局にて課税が行われた事例	—

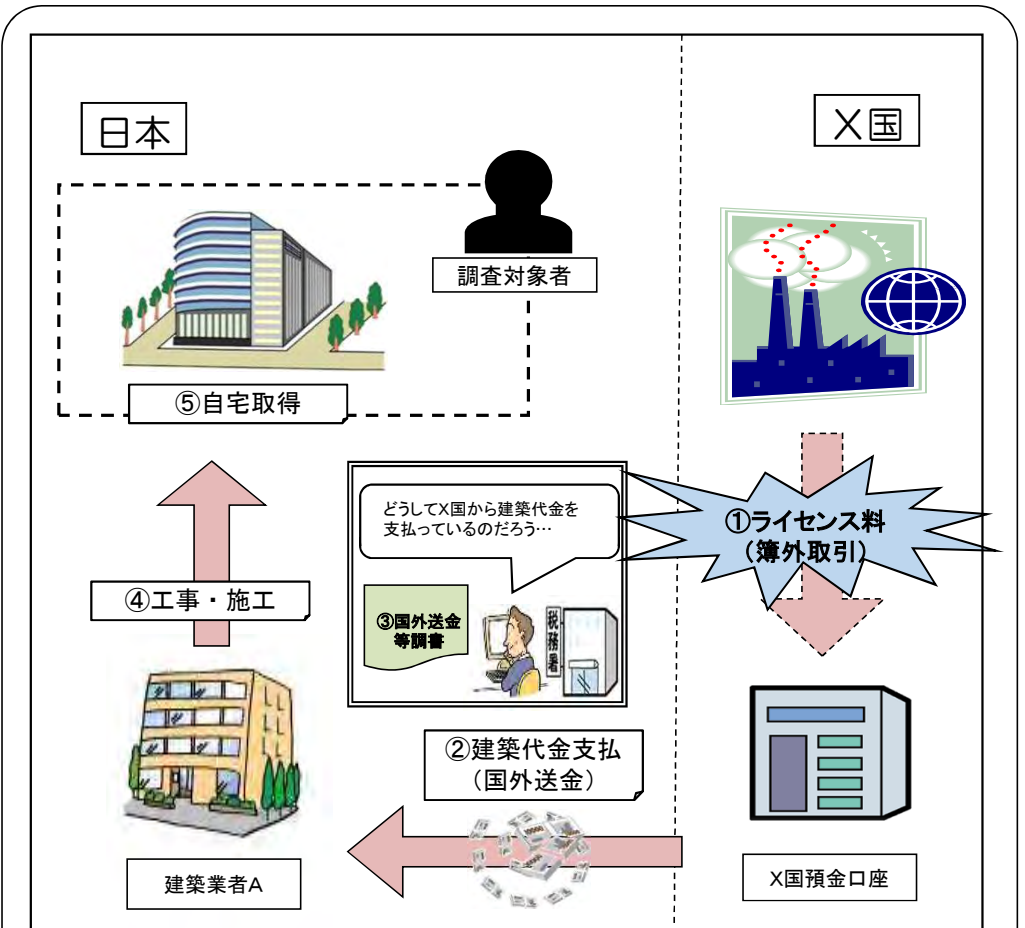
事例1 国外送金等調書（送金）の活用事例



金融機関から税務署に提出される国外送金等調書(送金)より、調査法人が、X国の個人A名義の銀行口座へ多額の送金をしている事実を把握したことから、取引の実態を確認するため調査を実施した。

調査の結果、調査法人は、知人であるY国のAと通謀し、Aが主宰するB社の請求書を偽造する手口で架空の業務委託費を計上し、捻出した簿外資金を、X国にあるA名義の銀行口座に送金していたことが判明した。

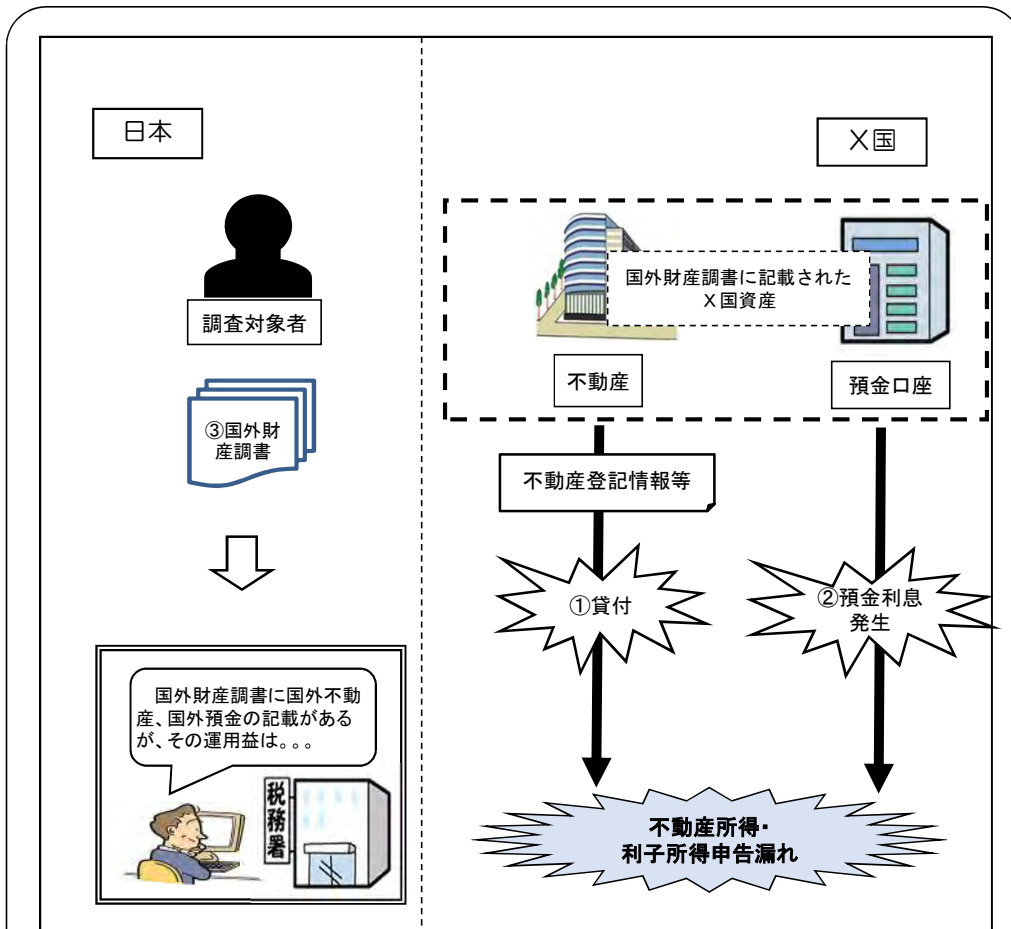
事例2 国外送金等調書（受金）の活用事例



金融機関から税務署に提出される国外送金等調書(受金)により、建築業者Aが、調査対象者がX国に保有する銀行口座から多額の送金を受けている事実を把握したものの、調査対象者の申告内容から送金原資を確認できなかったため調査を実施した。

調査の結果、建築業者Aへの送金は、調査対象者が建築業者Aに依頼した自宅の取得代金であることが判明し、その原資は調査対象者がX国の取引先から受け取っていたライセンス収入であり、当該取引については、申告していないことが判明した。

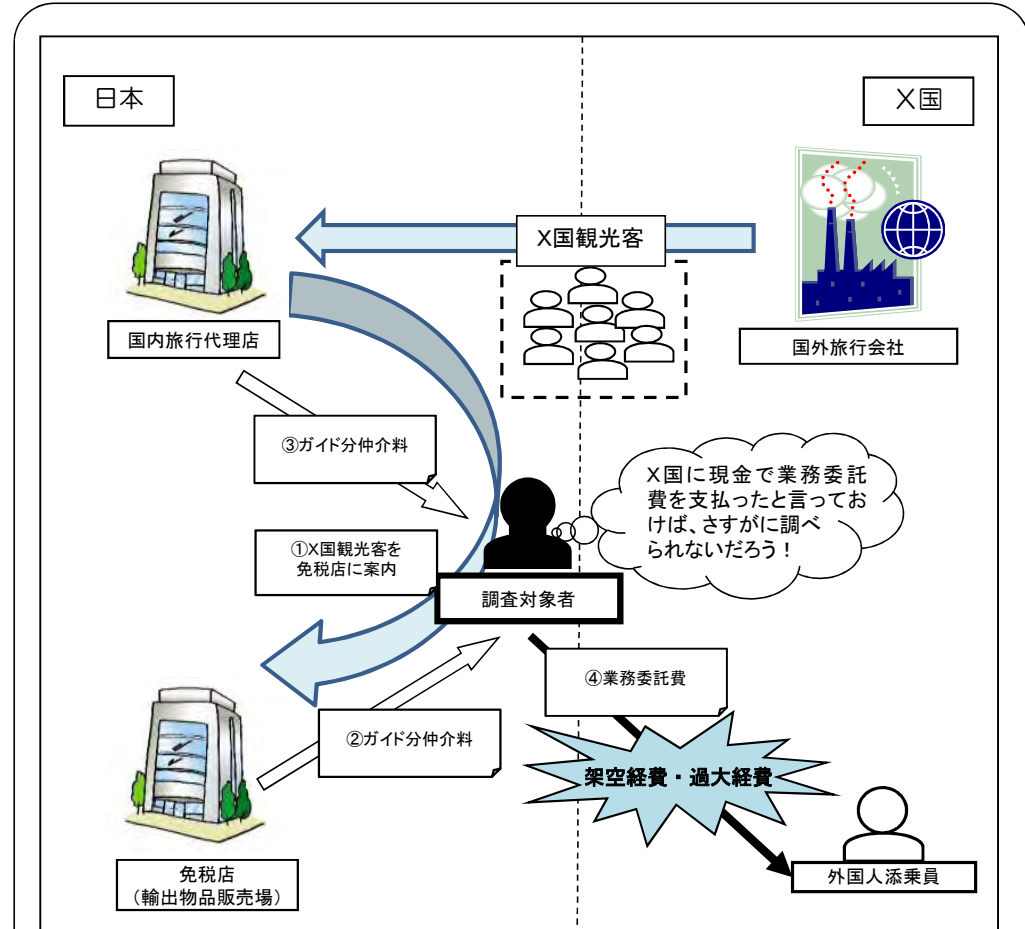
事例3 国外財産調書・財産債務調書の活用事例



日本の居住者である調査対象者が税務署に提出している国外財産調書の記載内容から、調査対象者がX国に不動産と銀行口座を保有している事実を把握したものの、国外不動産については不動産所得の申告が、国外預金については利子所得の申告が無かったため調査を実施した。

調査の結果、不動産登記情報等から調査対象者はX国に保有する不動産を貸付の用に供しており、不動産所得の申告が必要であることが判明した。また、X国に保有する国外預金から利子が発生しており、利子所得の申告が必要であることが判明した。

事例4 租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例①



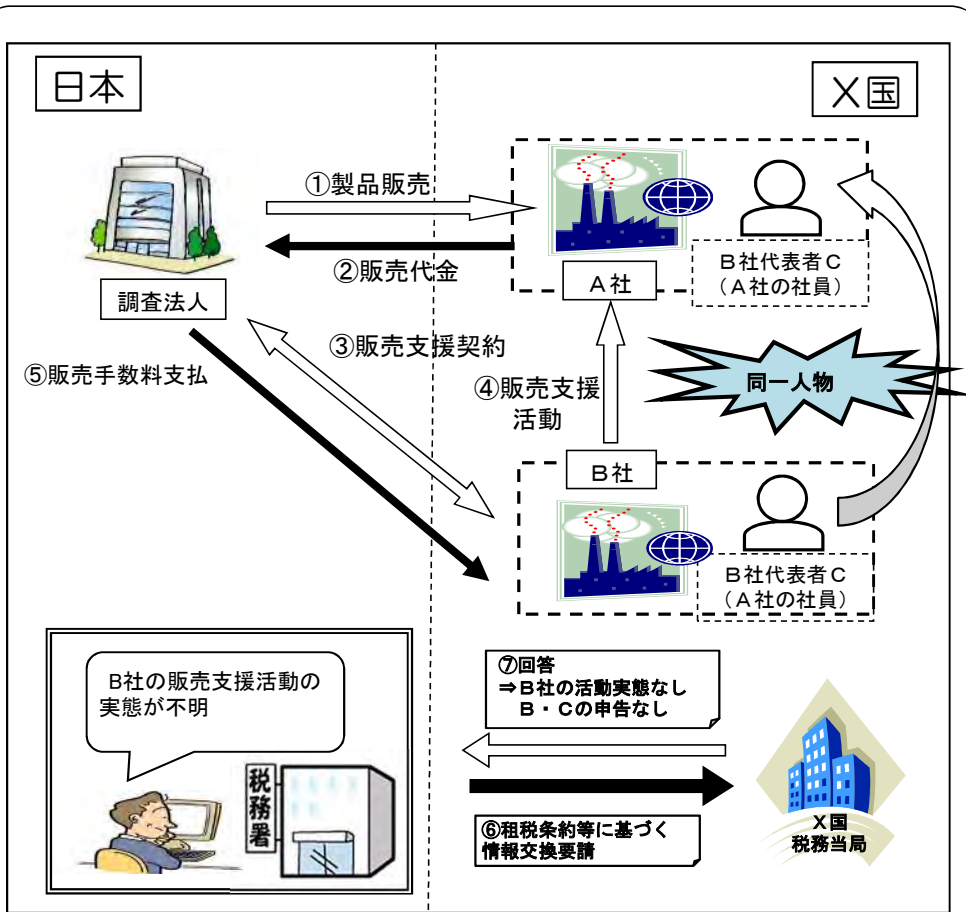
日本の居住者である調査対象者は、訪日観光客に対するガイド業を営んでおり、訪日観光客を指定の免税店へ案内し、訪日観光客の購買金額に応じて多額の仲介料収入を日本国内の旅行代理店及び免税店から受領している。

調査対象者の申告において外国人添乗員に対する多額の業務委託費の計上があったため、実態確認をすべく調査を実施した。

調査において、調査対象者は、業務委託の役務内容や支払金額の計算根拠など曖昧な説明が多かったため、租税条約に基づく情報交換要請を実施し、X国に支払内容の確認を求めると伝えたところ、架空経費・過大経費計上していたと認めるに至った。

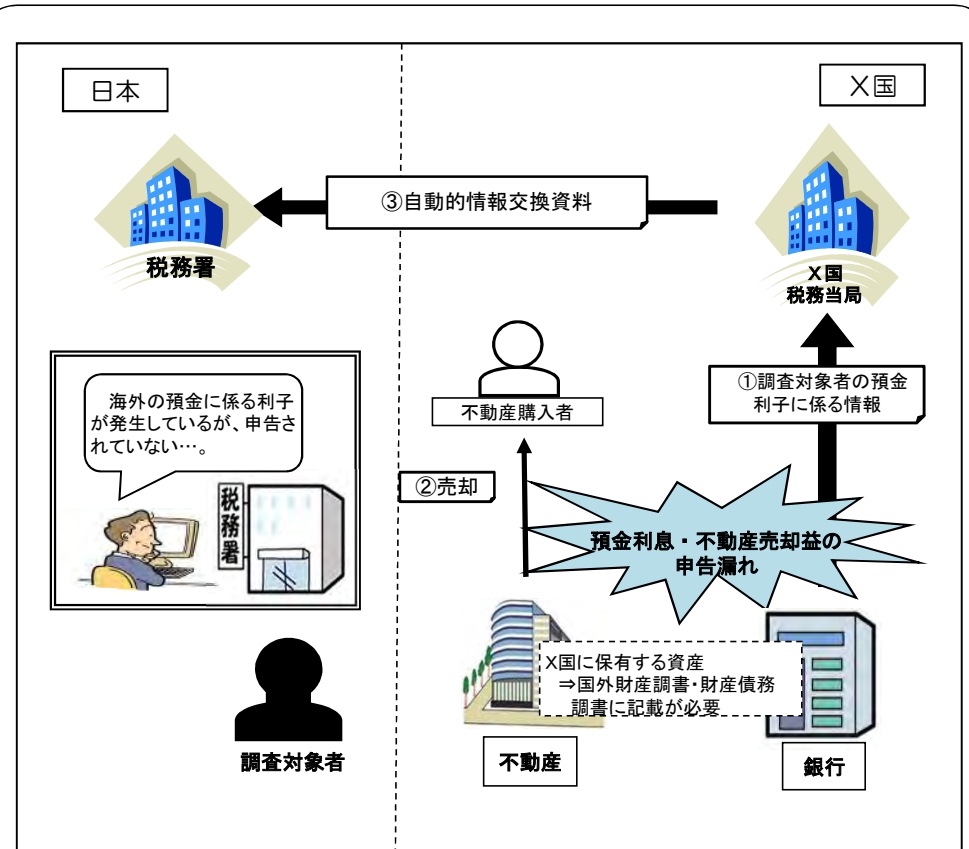
事例5 租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例②

事例6 外国当局からの自動的情報交換資料の活用事例



調査法人に対して、X国のB社に対する販売手数料の支払について確認したところ、B社の活動実態や販売支援活動が不審であったことから、租税条約に基づく情報交換要請を実施したところ、①B社はA社従業員のCにより設立された法人であること、②B社は事業活動を行っている実態はないこと、③B社及び個人Cは受領した販売手数料相当額をX国において税務申告していないことを把握した。

これらの情報を基に調査法人に確認を求めたところ、今後の営業上の関係を考慮し、取引先であるA社の従業員であるCの要求に応じて、損金算入できない謝礼を販売手数料に仮装し損金算入していた事実が判明した。



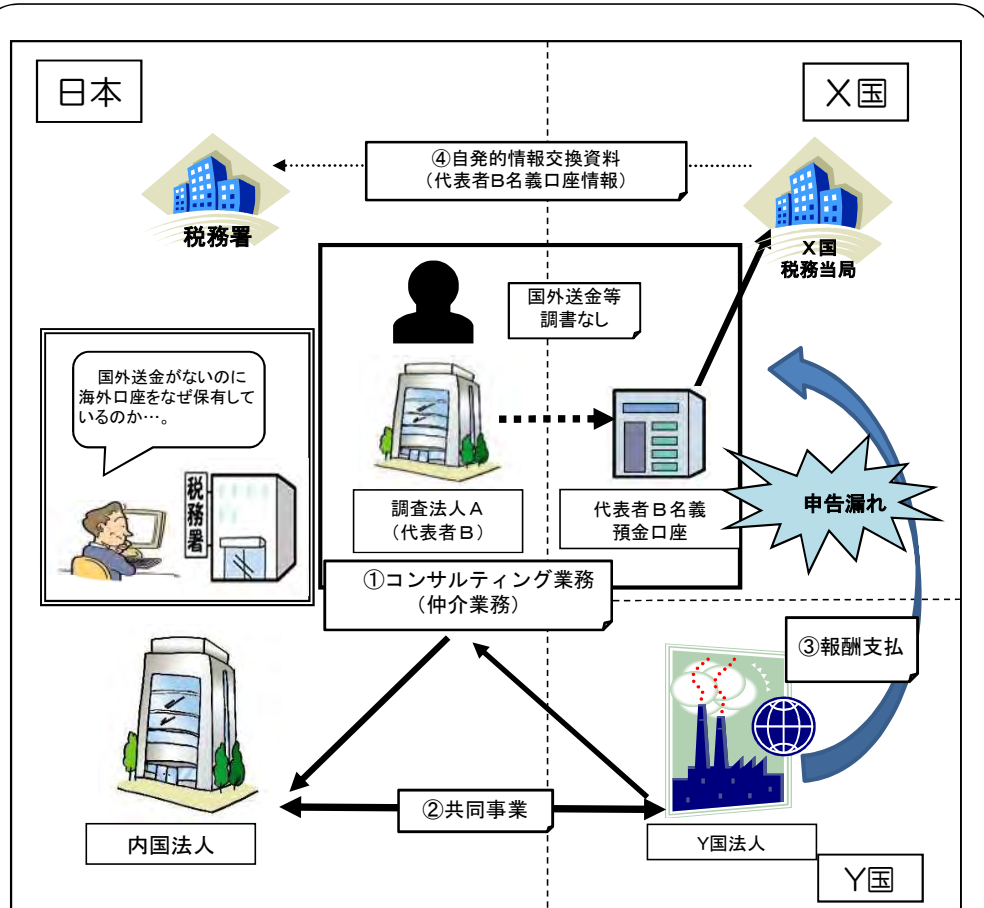
X国からの自動的情報交換資料により、調査対象者が保有する海外の預金に係る利子が生じている事実を把握したため、詳細を解明すべく調査に着手した。

調査の結果、調査対象者は、X国の銀行に多額の預金を保有し、その預金から生じた利子が申告漏れとなっていたことが判明した。

また、調査の過程で、海外に所有していた不動産を売却している事実を把握したため、不動産売却に関する書類を確認したところ、不動産の譲渡益が発生し、申告漏れとなっていたことが判明した。

なお、調査対象者は、3億円以上の国内財産、5千万円超の国外財産を保有しているにも関わらず、財産債務調書及び国外財産調書を提出していなかったため、各調書の提出を求め、提出を受けるとともに、国外財産に係る申告漏れに対して加算税を5%加重し賦課した。

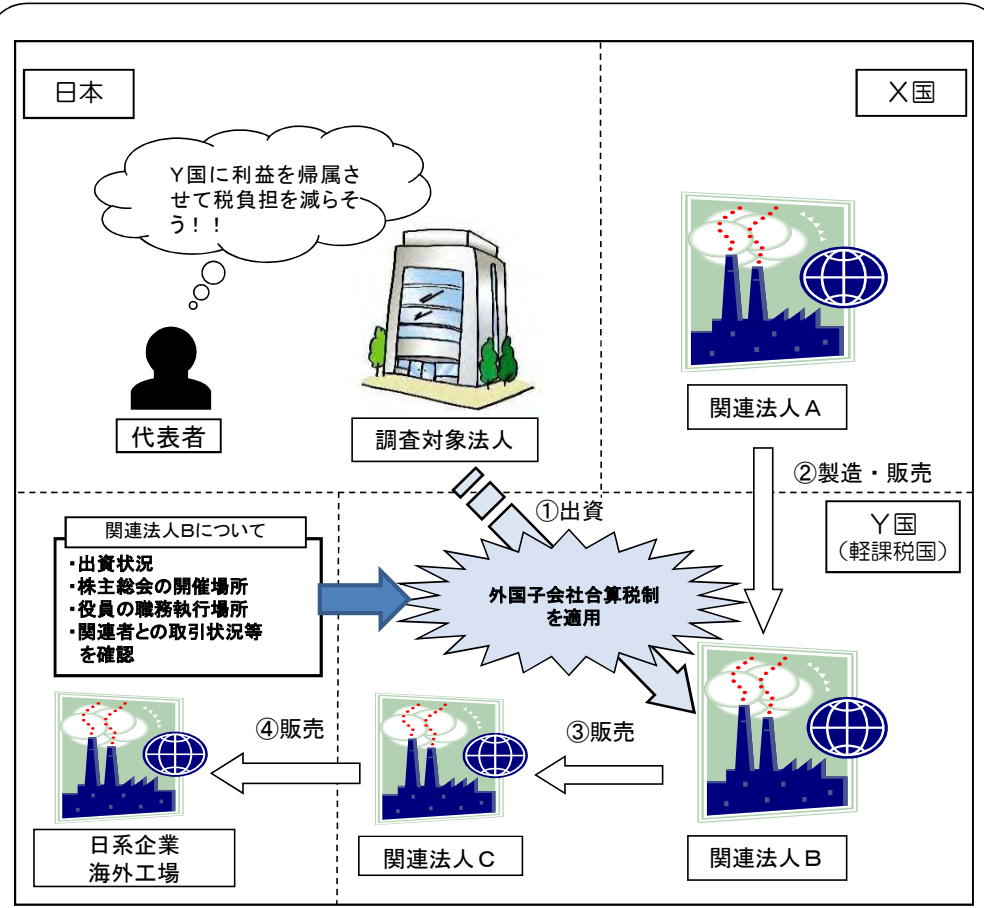
事例7 外国当局からの自発的情報交換資料の活用事例



X国からの自発的情報交換資料により、調査法人Aの代表者BがX国に預金口座を保有している事実を把握した。代表者Bに関する国外送金等調書の提出がないことから、X国における海外口座の原資について確認すべく調査を実施した。

調査の結果、当該預金口座については、Y国法人からのコンサルティング報酬の振込先として利用していたものの、当該報酬について、申告を行っていない事実が判明した。

事例8 外国子会社合算税制を適用した事例

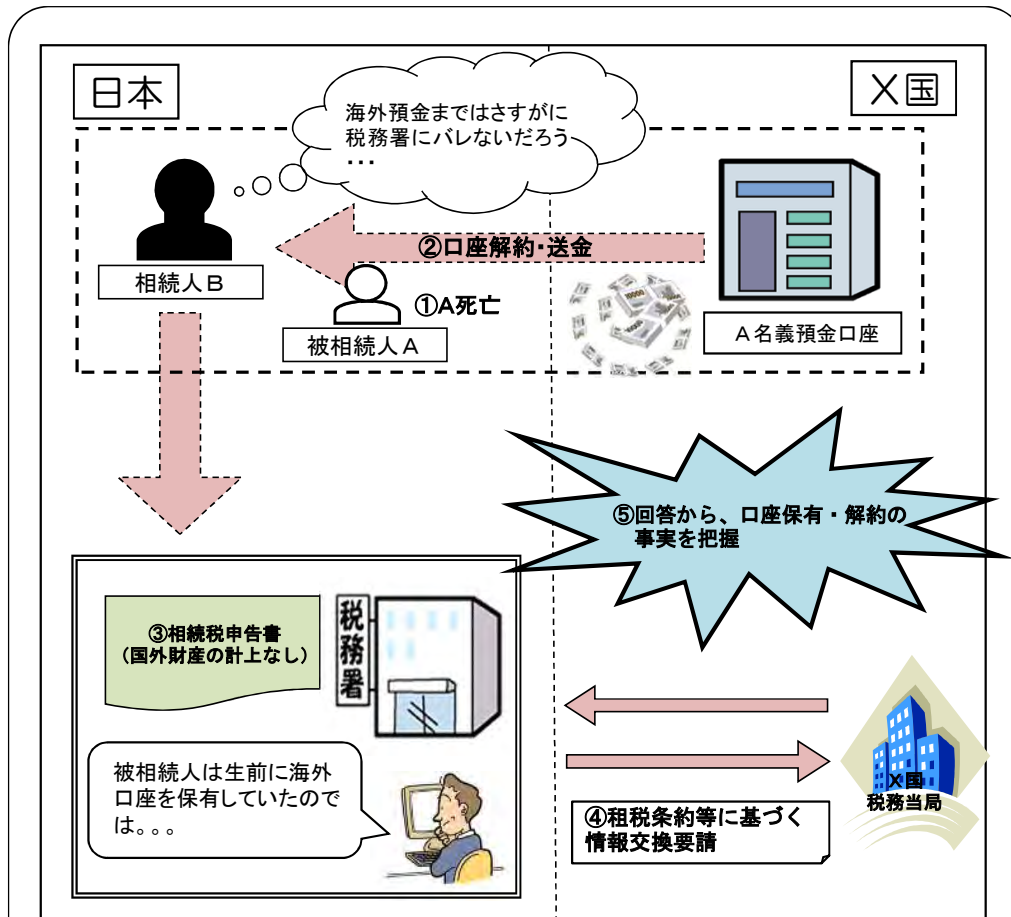


資料情報等から、調査対象法人はY国の関連法人Bに出資しており、関連法人BはX国で製造した製品を仕入れ、関連法人Cを経由して日系企業の海外工場に販売している事実を把握した。

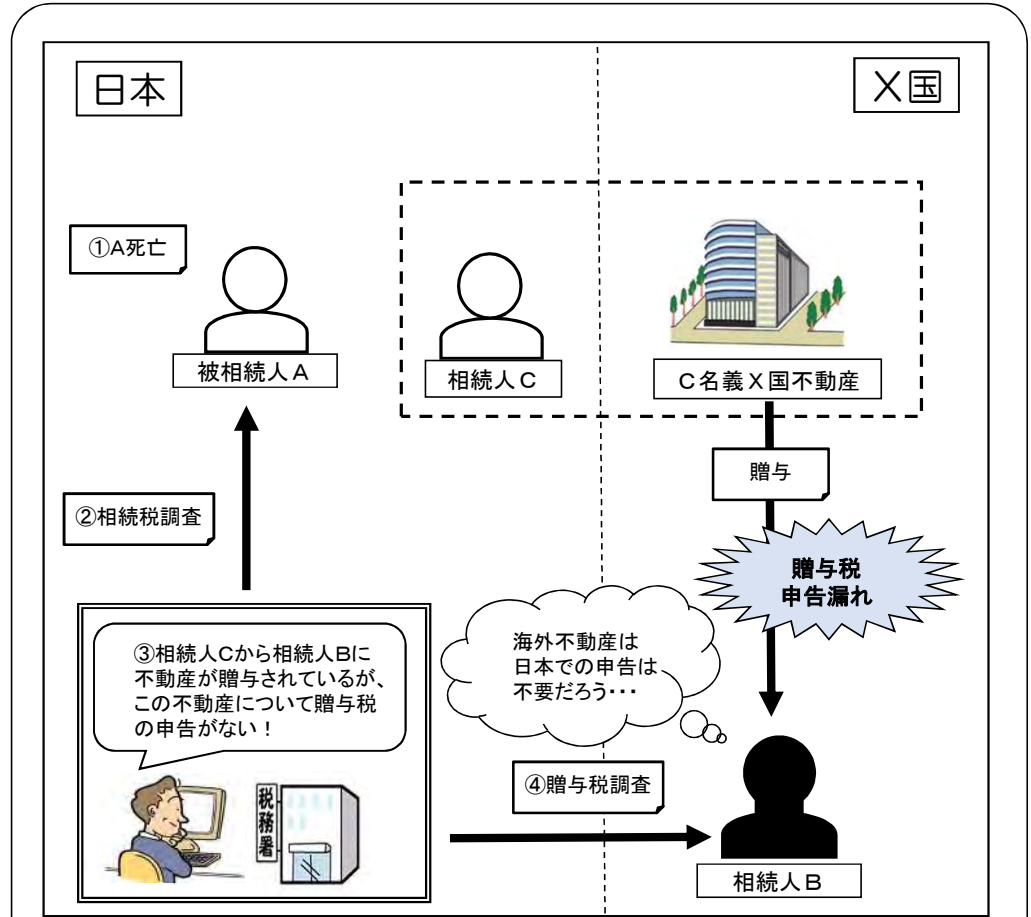
調査において、調査対象法人の出資状況や、関連法人Bの株主総会の開催場所、役員の職務執行場所等を検討したところ、関連法人BはY国において主たる管理、支配及び運営を独立して自ら行っているとは認められず、調査対象法人に外国子会社合算税制を適用した。

事例9 相続税の申告から国外財産を除外していた事例

事例10 国外財産について贈与税の申告がなかった事例



資料情報等から被相続人Aは国外に預金口座を保有していたことが想定されたものの、被相続人Aの相続税の申告には国外の財産が含まれていなかったことから調査を実施した。調査において、被相続人Aの相続税の申告を行った相続人Bは、相続財産の中に国外の財産はないと説明したため、X国の税務当局に対して、租税条約等に基づく情報交換要請を実施したところ、①相続開始日において、被相続人A名義の預金残高が存在していたこと、②相続開始後、相続人Bが当該銀行口座を解約し、その残高を国外のB名義の銀行口座に送金していたことなどを把握した。



被相続人Aの相続税調査において、X国に居住する相続人Bが同国に保有する不動産の取得経緯を解明するため、相続人Bに対して贈与税の調査を実施した。調査の結果、相続人Bは、相続人Cから当該不動産を贈与されていたが、海外不動産であれば日本の申告は不要であると考え、当該不動産について、贈与税の申告をしていなかったことが判明した。